

## 甲佐町進出企業協議会会則

(名称)

第1条 この会は、甲佐町進出企業協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、甲佐町に進出した企業（以下「進出企業」という。）と甲佐町等で組織し、情報交換や情報共有、交流活動を通して連携強化を図り、相互の発展に資することを目的とする。

(会員の構成)

第3条 協議会は、進出企業、甲佐町及び甲佐町商工会をもって構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 相互の交流と親睦を図る事業
- (2) 研修会、講演会又は見学会等の開催
- (3) 情報交換、情報共有を図る事業
- (4) その他、必要と認められる事業

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、甲佐町長をもってあてる。
- (2) 副会長は、甲佐町商工会長及び進出企業会員の中から会長が指名する者をもってあてる。
- (3) 監事は、総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第6条 前条の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 監事は、協議会の会計を監査し総会で報告する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集しその議長となる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び報告並びに運営に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 会則の改正に関する事

(4) その他、必要と認められること

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。  
ただし、委任状を提出した場合は、出席したものとみなす。

(会計及び会計年度)

第8条 協議会の運営に要する費用は、会費及び負担金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わる

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、甲佐町役場地域振興課内に事務局を置く。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月改正)

この会則は、平成24年12月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年2月改正)

この会則は、平成30年2月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月改正)

この会則は、平成30年6月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。